
日本仲裁人協会関西支部とシンガポール国際仲裁センター共催のウェビナーシリーズ

パート1: 日本の中小企業にとっての仲裁の利点

国際ビジネスの紛争解決手段は、裁判でなく、国際仲裁が主流となっています。多くの日本の中小企業が外国企業とビジネスをするようになり、営業担当・法務担当・弁護士とも、勤務先・依頼者が最適な結果を効率的に得られるよう、国際仲裁の実務的知識を必要とするようになっていきます。

公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）関西支部では、近年国際仲裁の取扱件数を急増させているシンガポール国際仲裁センター（SIAC）と共同で国際仲裁に関するウェビナーを開催します。

今回開催のパート1では、SIACでの国際紛争解決及び仲裁の経験のある講師陣が、日本の中小企業向けに、国際仲裁とその利点をお話しします。日本の、特に中小企業にとって、国際ビジネス紛争を、国外に行くことなく日本で解決できれば、様々な面で大きな安心材料となりますが、パート1では、日本国際紛争解決センター（JIDRC）や京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）といった日本に新設された紛争解決施設・機関を提案する等の方法で、取引相手に日本での仲裁・調停を了解してもらう可能性を高めることも議論します。企業の方、法律・行政で企業にアドバイスされる方は、仲裁に明るくない方も、詳しい方も、広くご参加ください。

主 催 公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）関西支部、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）
共 催 大阪商工会議所（予定）
後 援 日本国際紛争解決センター（JIDRC）、京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）（予定）
日 時 2021年8月25日（水）午後3時～4時30分
場 所 Zoom Webinar 開催 **要事前登録**

参加費： 無料

プログラム：

1) 基調講演

テーマ：SIACの利点: SIACの概説と日本企業がSIACを選択するメリット(英語、日本語の要約あり)

講 師：Ms Michele Sonen, SIAC 北東アジア責任者

2) パネルディスカッション

テーマ：日本の中小企業にとっての効果的な紛争解決の確保(日本語、英語での発言には日本語の要約あり)

モデレーター：小林和弘弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー

パネリスト：

Ms Ng Sook Zhen, Dentons Rodyk パートナー、ジャパンデスクヘッド

Ms Michele Sonen, SIAC 北東アジア責任者

岡田春夫弁護士 京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）センター長、岡田春夫綜合法律事務所代表

児玉実史弁護士 日本国際紛争解決センター業務執行理事、北浜法律事務所パートナー

（要旨通訳：稲葉和香子 弁護士法人大江橋法律事務所 アソシエイト

Nicholas Robin Jesson 弁護士法人大江橋法律事務所 外国弁護士）

お申込みはこちらから（事前登録後、確認メールが届きます。当日は確認メール記載のリンクから入室ください。）

https://zoom.us/webinar/register/WN_DMYLdz9CQSeI_3L9lgUL1g

※ ご提供いただいた個人情報は、厳重に管理し、本セミナーに関する連絡以外には使用いたしません。

その他問合せ先

日本仲裁人協会大阪支部（大阪弁護士会法律相談部ADR課 担当前田）

TEL:06-6364-1238 FAX:06-6364-1255